

第 27 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 08 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾	一史		
委員	1 番	片桐	幸示	2 番	渡部 延三
	3 番	高橋	凌	4 番	竹田 安宏
	5 番	菊地	匡	6 番	井上 善博
	7 番	笹島	敏彦	8 番	渡邊 達郎
	10番	角丸	章	11番	小野寺一晃
	12番	垣野	芳博		

4. 欠席委員（1人） 9 番 猿渡万里子

5. 議事日程

報告第 1 号	令和 7 年度玉葱作況調査の結果について
報告第 2 号	令和 7 年度水稻作況調査の結果について
議案第 1 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による 農地利用集積等促進計画の要請について
議案第 2 号	現況証明願について
議案第 3 号	令和 7 年度農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査（一斉）の 実施について
議案第 4 号	令和 7 年度果樹作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 27 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

はじめに、本日の欠席者ですが、議席番号 9 番の猿渡万里子委員が、体調不良のため欠席となっております。

次に、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長
議長

＜開会挨拶＞

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 3 番の高橋凌委員と、4 番の竹田安宏委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「令和 7 年度玉葱作況調査の結果について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページと別紙 1 をご覧ください。

今年度の玉葱作況調査についてです。まず、議案の 1 番、調査日は 8 月 25 日。2 番、調査件数は 5 件。3 番、調査結果は別紙 1 にまとめておりますのでご覧ください。一覧表の左から 5 列目に、「10 a 当たり収量」という欄があります。その列の下に平均値を記載しており、今年度の平均値は、4,224 kg となり、上の（ ）内の 7,143 kg が昨年度の平均値ですので、昨年度より、2,919 kg 下回ったことになります。また、表の一番下の行には、サイズ別の比率を示しております。昨年度は、「L 大、L」で 8 割以上を占めておりましたが、今年度は、「L から S」で 9 割を占めております。昨年度は近年で最も収量が多い年でしたが、今年度の平均値は近年でも特に低く、高温や水不足などの影響による生育不順が伺えます。

次に別紙を 1 枚めくってください。ここでは「収量」をもとにした「作況指数」を示しております。右上に記載の、砂川市農業委員会の調査結果による作況指数では、今年度の指数は「67.29」でした。この数値は、左側に記載の、平成 29 年から令和 6 年までの収量を基準とし、斜線を引いている、一番多い年である令和 6 年と一番少ない年である令和 5 年の 2 年を除いた残り 5 年の平均値である 6,276.85 kg と今年の収量 4,224 kg を比較して算出したものになります。

さらに、その右側には参考までに、北海道農政事務所が公表している数値をもとにして出した作況指数を記載しており、作況指数は「108.67」となります。農政事務所の調査対象は全国としているため、指数が高くなります。また、本日配布しました資料、普及センター中空知支所が出している「農作物生育の概要」をご覧ください。一番下の行の玉葱の摘要欄を見ますと、9 月 1 日現在の方では、「球肥大期以降の高温・少雨・多照により倒伏が早まったことで、球形は平年よりも小さい」とされています。その他、結果の詳細については資料をご参照いただければと思います。以上、報告第 1 号のご

説明いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第1号の説明がありました、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「令和7年度水稻作況調査の結果について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第2号をご説明いたします。議案の2ページと別紙2をご覧ください。今年度の水稻作況調査についてです。まず議案の1番、9月1日に実施しました。これは、近年では一番早い実施日となります。2番、調査件数は西豊沼から富平までの7件。3番、調査結果は別紙2にまとめておりますので、ご覧ください。

まず、調査を行った7件の反収ですが、表の一番下に「平均」を記載しております。ご覧のとおり、平均反収は524 kgとなりまして、上の（ ）内に記載の昨年度の数値は548 kgですので、昨年度に比べ、24 kg下回りました。また、右隣の列の「俵数」を見ましても、昨年度の9.1俵に比べ、今年度は8.7俵と、0.4俵少ない結果となっています。

次に、作況指数についてです。農業委員会のこれまでの調査結果をもとにした作況指数は「96」となり、作柄の良否は「やや不良」となりました。その右側には参考までに、農政事務所が出している統計と比較した作況指数を載せておりますが、こちらは「91」の「不良」となりました。

また、参考として、普及センターの資料「農作物生育の概要」9月1日現在の水稻の摘要欄を見ますと、「断続的な降雨により土壌水分が保たれ、遅れ穂もあることから、登熟が緩慢である」とのことでした。

以上、報告第2号の説明いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第2号の説明がありました、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」事務局より提案いただきますが、1番の案件の受け手が、
であるため、
には、審議終了までご退席をお願いいたします。

< 退席 >

議長
事務局

それでは、事務局より提案願います。

では、議案第1号をご説明いたします。議案の3ページをお開き願います。案件は2件、どちらも売買です。1番、計画番号は令和7年度所第1号、広告予定年月日は令和7年10月20日、こちらは、農地売買等事業の貸付タイプ、旧農地保有合理化事業にあたります。出し手・譲渡人は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和さん、受け手・譲受人は、

、農地の所在等は、富平37番1、地目は公簿・現況とも田、面積14,760 m²、以下、4ページにわたり、記載のとおり計30筆、面積

144,906.01 m²になります。対価は、契約金額 28,982,000 円、これは地積に単価 200,000 円を乗じた額になります。支払いは、令和 7 年 10 月 25 日までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期・引渡しの時期は対価の支払い日、図面は 11 ページ、第 1 号図に示しております。

本件の要件確認は、別紙 3 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

本件の経過についてですが、令和 2 年 10 月 26 日の農業委員会定例総会において、農地保有合理化事業を活用し、富平の[]から北海道農業公社へ今回の契約金額と同額で売買がなされました。その後、公社と[]が保有合理化事業のルールとして 5 年間の賃貸借、年間賃貸料が、契約金額の 2 % である 579,640 円で契約しました。そして、今回、賃貸借期間である 5 年が経過することに伴い、売買をいたします。

また、補足としまして、4 ページ下段、地番 152-3 からの 5 筆についてですが、地目が公簿・現況ともに「雑種地」としており、「農地ではないのでは」という疑問があるかと思いますのでご説明したいと思います。

これらの土地は、細長い土地であり、育苗ハウスの隣にあるビニールを上げ下げするために必要な作業スペースといった状況となっております。こういった土地について事務局としては、水稻の耕作に必要な「田」に付随する土地であるため「田」と評価していました。一方、公社としては、現地確認のうえ、こういった土地は「耕作道」であるため「雑種地」として扱うとのことでありました。通常でいきますと、公募・現況ともに「雑種地」であれば、農業委員会で扱う対象にはなりません、公社と協議のうえ、雑種地ではあるものの、水稻の耕作に必要な「耕作道」という位置付けで、利用集積計画の対象とするという整理が当時になされました。いずれにしても、売買には影響はございません。なお、これまでも皆様にご説明しておりますが、今後、公社を介した利用集積等促進計画における売買については、公募地目と現況地目を一致させなければなりません。もし異なる場合は、ご自身で法務局にて地目変更の手続きが必要であるため、売買を検討されている方が近くにいましたら、まずは事務局まで必ずご相談願います。

以上、1 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長

只今、議案第 1 号の 1 番の説明がありました、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、本件については異議なしとして認めることとしてよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を北海道農業公社へ要請することといたします。

では、ここで[]に着席していただきます。

<[]着席>

議長
事務局

それでは、事務局より議案第 1 号の 2 番を提案願います。

では、議案第 1 号の 2 番をご説明いたします。議案の 5 ページをお開き願います。2 番、計画番号は令和 7 年度所第 2 号、広告予定年月日は令和 7 年 10 月 20 日、農地流動化推進員は関尾一史さん、出し手・譲渡人は、[]

[]、受け手・譲受人は、[]、農地の所在等は、北吉野町 348 番 1、地目は公簿・現況とも畑、面積 28,270 m²の 1 筆になります。対価は、契約金額 2,000,000 円、これは地積に単価 71,000 円を乗じた額になります。支払いは、令和 8 年

1月9日までに譲渡人の指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期・引渡しの時期は対価の支払い日、図面は12ページ、第2号図に示しております。本件の要件確認は、別紙4に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

本件は、北海道農業公社を介した売買であり、譲渡人である[]と公社、公社と譲受人である[]、それぞれで契約を結ぶことになります。そのため、契約金の支払いについても、[]が公社に振り込み、入金確認後、公社から[]に支払うといった流れになります。

次に、譲受人である新規就農希望者の[]について若干ご紹介させていただきます。

[]。もともとものづくりに関心があり、[]。また、その頃から農業にも興味を持っており、いくつかのまちを巡り、最終的に砂川市の地域おこし協力隊制度に応募し、移住をされました。

現在は、協力隊2年目を迎えておりますが、当初から[]のもとで、ミニトマトを中心とした施設園芸の研修を受けており、[]もパートとして[]のもとで働いています。

そして今回、協力隊制度自体は3年間活用できますが、本人の強い希望により、来年から就農するべく、今回の売買に至ったところです。そのため、[]が着実に就農できるよう、先月、市農政課・農業委員会・農協営農部・普及センター・NOSA Iで構成する「砂川市農業担い手育成センター」と関尾会長を交えて、面談を行いました。作目はミニトマトのみ。ハウスを年内に5棟程度建てる予定であり、既に整地を行っております。また、農地の東側の方には、ため池も掘っております。もともとこちらの農地では、[]が数年前までりんごの木を植えており、昨年には抜根したところです。課題はやはり、労働力であり、奥さんと、他にもご家族の方が手伝ってくれるとのことですが、もっと多くの労働力が必要になることが想定されるため、関係者から適切なアドバイスをしながら今後バックアップをしていくことを確認いたしました。なお、協力隊員としては、今年度で退任し、今後は一農業者として経営を行っていく予定です。

以上、2番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

只今、議案第1号の2番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、本件については異議なしとして認めることとしてよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を北海道農業公社へ要請することといたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」、事務局より提案願います。

では、議案第2号をご説明いたします。議案の6ページをご覧ください。案件は1件です。1番、願出者及び土地所有者は[]

[]、土地の表示は、晴見1条北10丁目92番17、公募は畑、面積194㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積345㎡になります。申請目的は、地目変更登記のため、調査の有無は9月17日に関係委員に確認いただいております。図面は13ページ、第3号図に示しております。本件については、こちらの土地はかつては田んぼでありましたが、平成初期には宅地化が進み、現在この2筆については、砂利敷きの通路となっていることから証明できるもの

議長
全員
議長

全員
議長

事務局

と考えます。以上、ご審議願います。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第2号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め、証明することといたします。

続きまして、議案第3号「令和7年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査の実施について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第3号をご説明します。議案の7ページをお開き願います。

まず、本調査の趣旨について改めて確認したいと思います。こちらは、農地法第30条に基づきまして、農業委員の皆様が、年に1回、全員で、かつ一斉に、市内の農地を見て、利用状況を把握・調査するもので、特に、長期間耕作されていない農地や違反転用ではないかといった、懸案の農地を調査ものになります。農地法第30条においては、「毎年1回、区域内にある調査を行わなければならない」と明記されておりまして、また、この調査を踏まえて、今後の定例総会において「非農地化」、つまり「農地を農地ではなくする」という重要な判断を行うこととなっています。

では、具体的な内容をご提案をさせていただきたいと思います。1番、調査期日は10月14日、火曜日、また、同日に協議会として管内研修を行う計画をしております。2番の調査範囲は市内一円、3番の調査順序は記載のとおり西豊沼から始めて、北へ向かっていくルートを組みたいと思います。4番の開始時刻は、午前9時にマイクロバスが市役所前を出発しますので、委員の皆様は5分位前には市役所前に集合いただければと思います。最後に、調査対象とする農地ですが、事務局としても調査対象を検討・整理しますが、皆様からも、日頃気になっている農地、例えば、荒廃している農地や受け手が見つからない農地、逆に今後活用予定の農地など、全員で見ると何らかの参考になる、といった農地などがありましたら、ぜひ情報をお寄せいただきたいと思います。以上、議案第3号の説明とします。ご審議願います。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり農地利用状況調査を実施することといたします。

続きまして、議案第4号「令和7年度果樹作況調査について」事務局より提案願います。

事務局

では議案第4号をご説明します。議案の8ページをご覧ください。

今年度の果樹作況調査は、まず1番の調査期日を10月24日、金曜日、次回の定例総会の日としまして、2番の調査対象農家は今年度も関尾昂人さんのりんご農園を検見することとし、3番、開始時刻は定例総会終了後とし、今回も市役所前から、委員の皆様全員でマイクロバスに乗って、現地に向かいたいと思います。以上、議案第4号の説明とします。ご審議願います。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり果樹作況調査を実施することとい

たします。

全員
議長

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
なし。
それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。
では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
 - ・令和7年第3回砂川市議会定例会
2. 農政課報告（事務局次長）
 - ・ヒグマ出没対策
3. 空知管内農業委員・農用地利用最適化推進委員等研修会（事務局）
 - ・日 時 10月30日（木） 13:30～
 - ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）
 - ・出席予定者 全委員、事務局職員
4. 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」提出に向けた取り組み（事務局）
 - ・7月下旬 農業生産者団体に要望事項を照会
 - ・9月26日 上記の提出期限
 - ・10月上旬 検討委員会の開催
 （検討委員：会長、会長職無権代理、議席番号10～12番の委員）
 - ・10月24日 第28回定例総会で意見書（案）を審議
 - ・11月上旬 砂川市長に意見書を提出
5. 2026年版農業委員会手帳の申し込み（事務局）

全国農業会議所が刊行する2026年版農業委員会手帳の申し込みを受け付けますので、本日、別紙5の確認票を事務局に提出してください。
6. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、9月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）
7. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。
なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

まず、農地利用状況調査は、10月14日、火曜日の午前9時からですので、5分前までに市役所前に集合願います。そして次回の総会は10月24日、金曜日の午後1時半からです。よろしくお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員